

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼 玉 県 教 育 局
県 立 教 育 機 関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十九号の二中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同様式の（注）2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同様式の（注）4中「の育児休業又は」を「、」に改め、「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。